

JISA・東京労働局共催 請負適正化セミナー

「派遣法改正後の動向、請負と派遣の区分基準について」開催

平成25年9月6日及び9月18日、全国情報サービス産業厚生年金基金会館において、JISAと東京労働局の共催による請負適正化セミナー「派遣法改正後の動向、請負と派遣の区分基準について」が開催された。出席者は計359名(9月6日186名、9月18日173名)。講師は、伊藤慎吾氏(東京労働局需給調整事業部需給調整事業第二課課長補佐)、葛西義昭氏(新日鉄住金ソリューションズ株式会社 法務・知的財産部 法務グループグループリーダー、平成24年度JISA市場委員会契約部会 派遣・下請法対応WG座長)。



本セミナーは、情報サービス業における請負事業と労働者派遣事業の適正な運営を図るため、平成24年3月に成立した改正派遣法の運用状況や請負適正化に係るJISAの取組を周知するとともに、派遣法の更なる改正動向を紹介する目的で企画したものである。

伊藤氏は、「請負と派遣の区分基準と最近の指導監督事例」について講演した。講演では、労働省告示 37 号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」の特徴を踏まえつつ請負と派遣の違いについて解説し、厚生労働省から平成 25 年 8 月 29 日に公開された 37 号告示に関する疑義応答集(第 2 集)についても紹介した。また、最近の指導監督事例について、派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令資料等公開情報をもとに業種を問わず解説し、多重派遣に巻き込まれないための方策例についても言及した。さらに、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」や規制改革会議(雇用ワーキング・グループ)が取りまとめた報告書の特徴を概説し、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会における更なる派遣法改正に向けた議論の動向について述べた。

続いて、葛西氏が、「請負適正化に係るJISAの取組」について、JISAが平成25年3月に定めた「情報サービス産業における適正な業務委託契約運用のためのガイドライン」のポイントを中心に紹介した。同ガイドラインは、業務委託契約と派遣契約の法的性格や関係各種基準を整理し、情報サービス産業におけるシステムの開発・運用・保守業務の特性と業務遂行における発注者・受注者双方の留意点をまとめたものである。

【関連URL】 ○[JISA法務・知財サイト](#)

(茂木)